

指定予定者の選定結果について

担当課：健康福祉部地域福祉室地域・高年福祉課

施設名
伊丹市立神津福祉センター
所在地：伊丹市森本1丁目8-19

上記施設では、現指定管理者の指定期間が令和6年3月31日に満了することに伴い、次期指定管理者となる団体（指定予定者）の選定を行いました。

選定結果の概要は、以下のとおりです。

選定団体（指定予定者）	
名称	社会福祉法人 協同の苑
代表者	理事長 多村 孝子
所在地	神戸市東灘区向洋町中3丁目1番地2
指定期間（予定）	
令和6年（2024年）4月1日 から 令和11年（2029年）3月31日 まで（5年間）	
選定方法（公募・非公募の別）	
非公募	
選定理由	
<p>当該指定管理施設の事業として、下記の事業が挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none">①教養講座等の開設に関すること。②文化活動及び趣味、娯楽その他のレクリエーションに関すること。③文化、教養、福祉等に関する活動のため、施設をその利用に供すること。④機能回復訓練に関すること。⑤高齢者の各種相談、生業及び就労の指導並びに老人クラブに対する援助等に関すること。 <p>これらの施設の事業を市の第6次総合計画における政策大綱である「健康・医療・福祉」で挙げられている施策「高齢者福祉【いくつになっても、生きがいを持って元気に暮らせるまち】」と一体的に進めることで、施設の設置目的や市の施策目標をより効果的、効率的に達成することができる。</p> <p>加えて平成9年に特別養護老人ホームと老人福祉センターを現所在地に設置する計画があり、両施設を一体的に整備し運営できる法人を公募した結果、現在の指定管理者である法人が選定された。現在も高齢者の総合福祉施設として、現指定管理者が一体的に管理しており、以降も指定管理施設の事業（老人福祉センターの運営）と、特定の施策（援護を必要とする高齢者から自立した高齢者まで幅広い高齢者のニーズに対応した総合的な福祉施設の運営）を一体的に推進するため非公募とした。</p> <p>《伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条第1項第2号》</p>	

指定予定者として選定された団体につきましては、市議会での議決を経て、正式に指定管理者として指定します。